

平成30年11月1日

## 平成31年度中小小売商業関係予算、税制改正等要望

全国商店街振興組合連合会  
理事長 坪井明治

我が国経済は、緩やかに回復し、個人消費は持ち直しているといわれているが、人手不足による人件費の上昇や原油価格の高騰などによるコストアップが続く中、地域の商店街及び中小小売商業者は経済の好循環が実感できていない現状にある。また、少子高齢化によるマーケットの縮小、経営者の高齢化と後継者難、設備の老朽化など厳しい経営環境にあえいでいる。

このような状況の中にあっても、商店街及び中小小売商業者は、地域住民の生活を支えるとともに、地域コミュニティの拠点として、公共的な役割・機能を担い、また、地域経済や雇用を支えてきている。

国等は、経済の好循環をより確実なものとし、国民一人一人が真に豊かさを実感できるよう、GDPの約6割を占める個人消費の拡大策を実施し、「地方創生」への強力な支援を是非とも実施していただきたい。

全国商店街振興組合連合会は、平成31年度中小小売商業関係予算、税制改正等について、以下のとおり要望する。

### 1. 個人消費喚起策の実施による地域の活性化

平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げは、消費生活に大きな影響を及ぼすことから、引き上げの必要性を国民にしっかり説明し、理解を得ることが重要である。このため、軽減税率制度の周知・普及啓発のためのイベントの実施やパンフレット作製等への助成を要望する。

また、引き上げにより景気を悪化させることがないように、かつて実施した大きな成果があったプレミアム付き商品券事業などの直接消費に結びつく個人消費喚起策の実施を強く要望する。

### 2. 中心市街地の活性化

#### (1) 機能的なまちづくりの推進

空洞化が進む地方都市の中心市街地に、小売商業、福祉、医療、公共施設などの機能とともに居住の集積を図り、公共性の高いまちを構築するため、まちづくり三法の趣旨を踏まえた機能的なまちづくりの推進と中心市街地の再生を強力に支援することが必要である。そのため、地域の居住者や商店街等の意見を十分に反映しつつ、国主導による地方都市のコンパクトシティ化を推進するよう要望する。

## (2) 大規模小売店舗等への対応

大店法が平成12年に廃止されて以降、中心市街地や商店街では大型店やチェーン店等の無秩序な出店・撤退により空洞化が進み、これまで培われてきた地域の歴史や伝統、文化などが失われ、コミュニティが崩壊し、まちの賑わいが失われつつある。さらに、今後一層の少子高齢化の進展が見込まれる中、中心市街地を活性化し、まちの賑わいを創出していくには、地域コミュニティを構成する商店街、大型店、チェーン店等が連携して行動することが不可欠である。このため、以下について要望する。

- ① 大規模小売店舗立地法を改正し、中心市街地等への出店・撤退に当たっては、地元住民、商店街、自治体等と適時適切に協議、合意形成を行うとともに、商店街組合への参加及びまちづくり、地域交流、商店街活動、社会貢献等への協力を義務付けること。
- ② 商店街を事業の場としている大型店、チェーン店等の協力が、地域・商店街の活性化に不可欠なことから、商店街組織への加入、協力を促すための地域貢献条例やガイドラインの制定の促進について、国が積極的な指導・助言を行うこと。

## 3. 中小小売商業関係予算の拡充強化

### (1) 地域商店街活性化のための支援

財政基盤が脆弱な商店街は、「稼ぐ力」や「地域価値」を向上させることが不可欠であり、インバウンド対策やイベント等の実施により集客力向上、体質強化を図るとともに、アーケード、街路灯、防犯カメラなどの公共用施設の設置、補修・整備、撤去等を行うことが重要となっている。しかしながら、その費用は商店街にとって大きな負担となっており、平成24年度、25年度の補正予算により実施され、大きな効果があった「地域商店街活性化事業」及び「商店街まちづくり事業」と同様の支援事業を複数年継続して実施するよう要望する。

### (2) 中小小売商業者・商店街の生産性向上

地域経済・雇用を支えてきた商店街が抱える様々な課題に積極的に対応して行くため、中小小売商業者・商店街の生産性を向上させていかなければならない。そのため、IT化、IC型ポイントカード等の導入、キャッシュレス化等への対応が不可欠であり、IT機器や多様な決済方式に対応する端末機器の導入及びランニングコスト等への支援を要望する。

### (3) 商店街空き店舗対策

商店主の高齢化、後継者難に伴い、商店街に空き店舗が増加し、賑わいが失われてきている。このため、商店街の新陳代謝を促進し、魅力向上を図っていく必要があることから、空き店舗情報の提供や空き店舗の入居費、解体・改装費、移転費用等に対する助成措置を講ずるよう要望する。

## 4. 商店街組織化対策

### (1) 法人組織への支援

法人格を有する商店街組合は、納税等の社会的責任を果たし、かつ、明確な責任体制を有することにより事業の実効性も高いことから、事業の実施に当たっては、任意の商店街組織と補助率や補助限度額等に差を設けるなどの優遇措置を講じ、商店街の組織化を強化するよう要望する。

### (2) 商店街振興組合法の見直し

中心市街地の商店街の空洞化が加速化する中、商店街振興組合法第 6 条（商店街振興組合の地区）及び第 9 条（商店街振興組合の設立）の諸条件をクリアーすることが難しくなっているため、地区及び設立要件の緩和を図るよう要望する。

## 5. 中小小売商業関係税制の拡充強化

### (1) 中小小売商業者の生産性向上、活性化支援

#### ① 個人事業主の事業承継の負担軽減

資金力に乏しい個人事業主が保有し、事業を継続するために必要な事業用資産に係る相続税、贈与税について軽減措置を講ずること

#### ② 生産性向上に資する税制の強化

生産性向上を図る中小小売商業者の設備投資を支援するため、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を延長すること。その際、中小企業経営強化税制については、働き方改革の確実な推進を図る観点から、必要な見直しを行うこと。また、商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、中小企業の防災・減災を促進する観点も踏まえ、必要な見直しを行うこと。

#### ③ 経営基盤強化のための税制強化

i) 経営基盤が脆弱な個人事業主について、290 万円となっている事業主控除限度額を引き上げ、65 万円の青色申告特別控除を拡充す

ること。

- ii) 地価が相対的に高い商業地で事業を営む商店街では、赤字企業や中小企業も一律に課せられる固定資産税・都市計画税の負担が重くなっているため、税率及び負担水準の上限を引下げること。
- iii) 中小企業及び中小企業組合の経営基盤や成長力の強化を図るため、法人税の軽減税率（15%）を引き下げ、恒久化するとともに、適用所得金額（800万円）を引き上げること。
- iv) 取得金額30万円未満の減価償却資産が全額損金算入できる特例措置について、事務負担の軽減、設備投資促進等の観点から金額を引き上げ、恒久化すること。

## （2）商店街の活性化

### ① 空き店舗に対する固定資産税等の減免

商店街の空き店舗の有効活用を促進するため、空き店舗の利活用に伴う固定資産税・都市計画税の減免措置を図ること。

### ② 公共・公益性が高い共同施設への負担軽減

i) 商店街が保有、管理するアーケード、街路灯等の住民の安心・安全を担う公共・公益性が高い施設について、固定資産税の減免、法人住民税の損金算入などの負担軽減措置を講ずること。

ii) 商店街振興組合が、将来の共同施設の建設や大規模補修に備えて組合員から徴収する賦課金については、益金不算入とし非課税措置を講ずること。

iii) 共同施設建設のために借り入れた高度化資金の返済金や積立金に繰り入れた修繕費について、全額損金算入できるようにすること。

### ③ 商店街振興組合等に対する法人住民税（均等割）の負担軽減

地域住民の暮らしを支え、地域コミュニティの中心的役割を果たしている商店街振興組合に対する法人住民税（均等割）について、法人税と同様に一律の軽減税率を適用すること。

### ④ 被災地の商店街振興組合等を支援する義援金の寄付金控除

被災地の商店街振興組合を支援する振興組合及び組合員からの義援金については、相互扶助の精神によるものであり、寄付金控除の対象とすること。

## （3）消費税率引き上げ対策の維持、強化

### ① 消費税率引き上げへの対応

- i) 消費税率の引き上げは、個人消費に大きな影響を与えることから、引き上げに当たって十分な準備を行うとともに、最大限の個人消費喚起策を講ずること。

- ii) 駆け込み需要・反動減の平準化策を講じ中小企業への影響に配慮すること。なお、「消費税還元セール」については、中小小売商業者へのしわ寄せが懸念されることから、解禁しないこと。
- iii) 中小小売商業者が円滑な価格転嫁ができるよう国民に対し徹底した広報活動を行い価格転嫁しやすい環境づくりを行うとともに、消費税転嫁対策特別措置法に基づく万全な価格転嫁対策を講ずること。

② 複数税率及びインボイス制度導入の慎重な検討

複数税率及びインボイス制度は、中小小売商業者に過度な事務負担を強いることから、その導入に際しては十分な検証を行い、実施の是非について慎重に検討すること。

③ 簡易課税制度の適用事業者の範囲拡大及び事業者免税点の引き上げ  
小規模・零細事業者の事務負担を軽減するため、簡易課税制度及び事業者免税点制度を維持するとともに、適用事業者の範囲拡大、免税点の引き上げを図ること。

④ 外税表示の恒久化

円滑な価格転嫁、値札付け作業の軽減等の観点から、事業者が外税表示を選択できるよう恒久制度化すること。

⑤ 二重課税の早期廃止

消費税は、基本的にすべての商品・サービスに課税されていることから、二重課税となる印紙税、ガソリン税、酒税等について、速やかに廃止すること。

⑥ 申告期限の延長

消費税の申告期限、納税期間を延長するとともに、中間申告の回数について事業者の任意選択とすること。

(4) 中小企業への外形標準課税の適用拡大反対

地域の雇用を支えてきた中小企業へ法人事業税の外形標準課税の適用を拡大することは、雇用の圧迫や賃金の抑制につながるとともに、赤字法人にも課税されることから、事業継続に甚大な影響を及ぼすため、断固として反対する。

6. 中小企業に対する金融支援

(1) 円滑な資金供給

中小企業金融円滑化法は終了したが、引き続き、貸し付け条件の変更や円滑な資金供給が可能となるよう、万全の措置を講ずることを要望する。

(2) 公的金融機関の機能維持・強化

中小企業を巡る厳しい経営環境を踏まえ、公的金融機関が、引き続き民間金融機関の補完的役割を十分に発揮できるよう、その機能を維持・強化するよう要望する。

(3) 高度化融資制度の活用拡大

中小企業基盤整備機構が行う高度化融資制度の活用拡大を図ること。既存融資について条件変更等に柔軟に対応するほか、新規融資について借り換えや防災資金等に対する新たな制度や都道府県の財務負担のない中小企業基盤整備機構自らが融資する制度を創設すること。

7. 震災復興支援の継続・強化、災害対策

(1) 東日本大震災、熊本地震からの復興支援の継続

被災した商店街や中小・小規模事業者の状況は多様化、複雑化し、事業再建に向け、長い期間と柔軟な支援が必要であることから、中小企業等グループ補助金による支援を継続するとともに、今後も復興後の経済発展を見据えた予算措置を講ずるよう要望する。

(2) 防災・減災対策への支援

近年頻発する自然災害に際し、商店街における来街者の安全確保、避難場所への誘導、防災支援物資の備蓄など、商店街が主体的に行う防災・減災対策や施設の整備に対する予算措置を講ずるよう要望する。

8. その他の要望

(1) 都道府県の商店街指導対策予算の確保

都道府県の商店街指導対策予算は、地方自治体の財政状況が厳しい中、全国的に減少が続いているが、商店街が果たす公共的な役割、地域への貢献に鑑み、十分な予算を確保するよう、都道府県に対する強力な指導を要望する。

(2) マイナンバー制度導入に対する周知と支援策の実施

平成28年1月から運用が開始された「マイナンバー制度」については、未だ国民への浸透度合いが低く、商店街、中小小売商業者等の理解も進んでいない。本制度を円滑に運用するため、一層の周知、広報に努めるとともに、設備の導入、セキュリティ対応等に対する商店街、中小小売商業者の負担を軽減する支援策を講ずるよう要望する。